

## 事業実施・助成ガイドライン細則 2 助成カテゴリにかかる措置

### 要領 1 助成カテゴリにおける助成上限及び資格要件

#### 1 助成カテゴリにおける助成上限

助成上限 助成カテゴリの 分類	カテゴリ-1	カテゴリ-2	カテゴリ-3	カテゴリ-4	備考
年間	1,000万円以下	JPFからの助成総額が年間5,000万円を超えないか、または団体前年度の総事業費を超えない。(低額のほうを適用)	JPFからの助成総額が年間1億円を超えないか、または団体前年度の総事業費を超えない。(低額のほうを適用)	JPFからの助成総額が、団体前年度の総事業費を超えない。	* 助成総額は細則2に定めたカテゴリ期間を基にし、団体の前年度の総事業費は直近の会計報告書による。 * 助成上限は資産管理委員会の判断により解除されることがある。
1事業あたり 海外	1,000万円以下	3,000万円以下	7,000万円以下	なし	* 助成上限は資産管理委員会の判断により解除されることがある。
1事業あたり 国内	ただし、初めてJPFに申請する場合には500万円以下とする。		5,000万円以下	7,000万円以下	* カテゴリ-1に関しては、原則上限解除はなし。

#### 2 助成カテゴリ資格要件（新規カテゴリ取得時の要件）

- ◎ 日本において非営利組織の法人格（特定非営利活動法人、および公益法人）を取得してから、2年以上が経過し、過去2年間において継続して活動実績があること。（なお、一般社団法人および一般財団法人については、法人税法上の非営利型法人の要件を満たしていること）。
- ◎ 公益に資する活動を主な活動とし、海外の場合は過去3年以内に海外において人員派遣を伴う支援事業の実施経験があること。国内の場合は、2011年以降で人員派遣を伴う国内災害への支援事業実績（JPFからの助成、自己資金を問わない。パートナーシップ、調査については支援事業として成立するものに限る）があること。

##### （組織運営・ガバナンス）

- ◎ NPO法や公益法人改革関連三法などの各団体設立の拠り所となっている法令等の規定はすべて遵守し、それに基づき、適切に運営されていること。
- 組織の意思決定機関が事業・予算計画書、および活動報告書・決算報告書（法人財務諸表）を承認していること。
- 総会、理事会等の決定事項が議事録により記録されていること。

##### （会計）

- ◎ 人道支援実施に際し、適切な会計処理、および報告を行うことが出来る体制が整っていること。

## 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。
- 公益法人会計基準、または NPO 法人会計基準による会計に従って適切な会計処理を行っており、具体的な処理方法を記載した会計規定、またはそれに準ずる規定があること。
- 会計帳簿（総勘定元帳、現金・預金出納簿等）を含め、適切な財務記録を保持していること。
- 事業ごとに適切な予実管理をしていること。

### （事業実施）

- ◎ 人道支援実施に際し、国際社会の基準を理解し、それらを遵守して活動を行っていること。
- 「国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う NGO のための行動規範」に署名し、これを遵守していること。
- 「人道支援の必須基準」(CHS) や「スフィア・スタンダード」(人道憲章と災害援助に関する最低基準) を含む人道支援の原則を理解し、可能な状況にある場合には遵守していること。

### （説明責任）

- ◎ 国内外で援助活動に関わる組織として、より質の高い活動を実施することに努め、団体の説明責任を果たすことに努めていること。
- カテゴリー2については、アカウンタビリティ・セルフチェック 2012 (JANIC 実施) を受けており、JPF が指定する必須項目要件を満たしていること。
- カテゴリー1については、加盟後1年以内にアカウンタビリティ・セルフチェック 2012 を受けること。

### 【提出書類】

- (1) 定款
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 役員名簿
- (4) 直近2年分の事業・予算計画書、および活動報告書、決算報告書（法人財務諸表）
- (5) 監事監査報告書（写し） ※監事が設置されている場合、必須
- (6) 公認会計士（又は監査法人）による会計監査報告書（写し）
- (7) Code of Conduct の署名コピー
- (8) アカウンタビリティ・セルフチェック 2012 の結果（カテゴリー2以上）
- (9) 助成カテゴリー新規申請時確認表（自己申告制）-申請書類-01

## 3 助成カテゴリー資格要件（更新時）

### 【前提要件】

- 全てのカテゴリーの要件として、「新規カテゴリー取得時の要件」を満たすこと。  
※公認会計士又は監査法人による会計監査の手続き以外

### 【提出書類】

## 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

- (1) 助成カテゴリー更新変更申請書 -申請書類-02
- (2) 助成カテゴリー資格要件チェックリスト -申請書類-03
- (3) 直近の事業・予算計画書、および活動報告書、決算報告書（法人財務諸表）
- (4) 監事監査報告書（写し） ※監事が設置されている場合、必須
- (5) 公認会計士（又は監査法人）による会計監査報告書（写し）（カテゴリー2、3、4）
- (6) 定款
- (7) 法人登記簿謄本
- (8) 役員名簿

※3 助成カテゴリー資格要件（更新時）の(6)～(8)に関しては、前回提出時から内容に変更があった場合のみ提出する

### 海外事業のための助成カテゴリー資格要件

#### 【カテゴリー1】

- 日本国内の事務局員が1名以上いること（有給、無給は問わない）。  
（助成拠出後は日本国内に事務局員を常勤でおくこと）
- 人員派遣を伴う海外における支援事業の実績が過去3年以内にあること。  
※直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けることが望ましい。

#### 【カテゴリー2】

- 日本国内の事務局員が1名以上いること（有給、常勤）。
- 人員派遣を伴う海外における支援事業の前年度実績があること。
- 海外での活動地が1ヶ国以上あること。
- 海外事業費が前年度1000万円以上あること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。

#### 【カテゴリー3】

- 日本国内の事務局員が2名以上いること（有給、常勤）。
- 人員派遣を伴う海外における支援事業の実績が、直近の過去連続3年以上あること。
- 海外での活動地が1ヶ国以上あること。
- 海外事業費において直近の過去連続3年間の年平均3000万円以上あること。
- JPF事業実績として、過去にカテゴリー2以上の実績があること。
- 監事が、理事の業務執行状況と組織の財務状況の両方を監査していること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。

#### 【カテゴリー4】

- 日本国内の事務局員が5名以上いること（有給、常勤）。
- 人員派遣を伴う海外における支援事業の実績が、直近の過去連続5年以上あること。
- 海外での活動地の前年度実績が3ヶ国以上あること。
- 海外事業費において直近の過去連続3年間の年平均7000万円以上あること。

## 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

- JPF 事業実績として、過去にカテゴリ3以上の実績があること。
- 監事が、理事の業務執行状況と組織の財務状況の両方を監査していること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。

### 国内事業のための助成カテゴリ資格要件

#### 【カテゴリ1】

- 日本国内の事務局員が1名以上いること（有給、無給は問わない）。  
（助成拠出後は日本国内に事務局員を常勤でおくこと）
- 人員派遣を伴う国内における支援事業の実績が2011年以降に1事象以上あること。  
※直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けることが望ましい。

#### 【カテゴリ2】

- 日本国内の事務局員が1名以上いること（有給、常勤）。
- 直近の過去連続3年間の年平均総事業費が3000万円以上あること。
- 人員派遣を伴う国内における支援事業が2011年以降に2事象以上あること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。

#### 【カテゴリ3】

- 日本国内の事務局員が2名以上いること（有給、常勤）。
- 直近の過去連続3年間の年平均総事業費が5000万円以上あること。
- 人員派遣を伴う国内における支援事業が2011年以降に3事象以上あること。
- JPF 事業実績として、国内外を問わず、過去にカテゴリ2以上の実績があること。
- 監事が、理事の業務執行状況と組織の財務状況の両方を監査していること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。

#### 【カテゴリ4】

- 日本国内の事務局員が5名以上いること（有給、常勤）。
- 直近の過去連続3年間の年平均総事業費が7000万円以上あること。
- 人員派遣を伴う国内における支援事業が2011年以降に5事象以上あること。
- JPF 事業実績として、国内外を問わず、過去にカテゴリ3以上の実績があること。
- 監事が、理事の業務執行状況と組織の財務状況の両方を監査していること。
- 直近の法人財務諸表について公認会計士又は監査法人による会計監査を受けていること。